# 「建　築　線」とは

建築基準法（昭和２５年法律２０１号）が制定される前の法律「市街地建築物法（大正８年法律第３７号）」でいう道路で、物法廃止後に建築基準法の附則第５号に引き継がれ、同法第４２条第１項第５号の規定による道路の位置の指定があったものとみなされ、道路境界線として取り扱いされるものである。

本市では、物法が適用されていた旧布施市地域に残存しており、主として当時の各耕地整理組合から大阪府知事に申請され指定されたものがほとんどである。

建築基準法附則抜粋

（この法律施行前に指定された建築線）

５　市街地建築物法第７条但書の規定によって指定された建築線で、その間の距離が四メートル以上のものは、その建築線の位置にこの法律第四十二条第一項第五号の規定による道路の指定があったものとみなす。